

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○財務規則の一部を改正する規則

○入札保証金の免除の特例に関する規則

○建設工事執行規則の一部を改正する規則

告 示

○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。
第三十八条第三号中「寄附金」の下に「（現金で納付されるものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

入札保証金の免除の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

入札保証金の免除の特例に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、県が物品の調達若しくは借受け若しくは役務の調達に係る契約又は電気供給を受ける契約を締結するために行う一般競争入札又は指名競争入札における入札保証金の免除に関する、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の特例を定めるものとする。

（入札保証金の免除の特例）

第二条 契約執行者は、財務規則第九十八条第一項（同規則第一百七条において準用する場合を含む。）に規定する場合のほか、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十七号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「請負者」を「受注者」に改め、「並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百七号）第十三条第一項に規定する施工体制台帳の写し」を削り、同条第二項中「及び施工体制台帳」を削り、「請負者」を「受注者」に改める。

第二十六条の二、第二十七条第一項、第二十七条の二、第二十八条及び第二十九条第二項中「請負者」を「受注者」に改める。

第二十九条の二第一項中「を超えない範囲内」を「の額（一万円未満の端数があるときは、これを

切り捨てた額)以内の額」に改め、同条第二項中「請負者」を「受注者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第三百十三号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程(昭和六十年宮城県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「副所長」の下に「、農業大学の出納事務を担当する副校長」を加える。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百十四号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程(昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表中

中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目三十三番一号	県内に所在するすべての店舗
--------------	-----------------	---------------

を

住友信託銀行株式会社	大阪府中央区北浜四丁目五番三十三号	県内に所在するすべての店舗
------------	-------------------	---------------

三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目四番一號	県内に所在するすべての店舗
--------------	-------------------	---------------

改める。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百十五号

平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号中「請負者」を「受注者」、「監事者」を「発注者及び受注者」に改める。

様式第一号の第一條第一項中(以下「甲」という。)を削り「請負者」を「受注者」に改め、(以下「乙」という。)を削り、同條第二項中「乙」を「受注者」、「甲」を「発注者」に改め、同條第三項及び第四項中「乙」を「受注者」に改め、同條第六項及び第八項中「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に改め、同條第十一項中「乙」を「受注者」、「甲」を「発注者」に改め、同條様式第一号の第二條中「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」、「第三者の行つ」を「当該第三條の行つ」に改める。

様式第一号の第二條を次のように改める。

(着手届等)

第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書等に基づいて、着手届及び工程表を発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

様式第一号の第四條第一項中「乙」を「受注者」、「甲」を「発注者」に改め、同項第三号中「保証書兼会社」の次に「以下「保証書兼会社」といふ。」に改め、同條第三項中「乙」を「受注者」に改め、同條第四項中「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」に改める。

様式第一号の第五條第一項中「乙」を「受注者」、「甲」を「発注者」に改め、同條第二項中「乙」を「受注者」、「甲」を「発注者」に改める。

様式第一号の第六條第一項及び第二項中「乙」を「受注者」に改め、同條第三項中「乙」を「受注

